

スポーツ基本法の制定にあたりスポーツに関する基本的権利 の明記を求める意見書

2011年(平成23年)3月10日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 スポーツ振興法を全部改正してスポーツ基本法を制定するにあたっては、スポーツに関する基本的権利を条文において明記すべきである。
- 2 現在衆議院で審議中のスポーツ基本法案は、下記のとおり極めて不十分なものであるが、仮に同法案を前提としたとしても、少なくとも第2条に「スポーツに関する基本的権利」と題して、下記条文が加えられるべきである。

記

「(スポーツに関する基本的権利)

第2条 すべての人々は、スポーツに参加する基本的権利を有する。

2 スポーツへの参加において、すべての人々の自由、平等、公正及び安全が確保されなければならない。」

第2 意見の理由

- 1 2010年6月にスポーツ基本法案が議員立法として衆議院に提出され、現在審議されている。
しかし、同法案は、優秀なスポーツ選手の育成やスポーツ振興施策に主眼を置いており、わずかに「スポーツに関する紛争の迅速かつ円滑な解決」に関する条文が加えられている(同法案第28条)だけで、スポーツにおける権利保護や法の支配の徹底を意図したのではなく、極めて不十分なものである。
- 2 当連合会の2010年8月20日付「スポーツ基本法立法に向けた意見書」(以下「2010年意見書」という。)において指摘したとおり、スポーツの現場においては、たびたび不祥事や不公正、不公平な事象が発生し、スポーツに関する基本的な権利の侵害が繰り返されている。こうした権利の侵害を防止するためには、スポーツの関わる分野において法の支配を確立することがその前提として必要であり、新

たにスポーツに関する基本法を制定するにあたっては、スポーツに関する基本的な権利及び義務を明示して、スポーツの分野に法の支配を浸透させる必要がある。

- 3 ところで、文部科学省は、2010年8月26日に「スポーツ立国戦略」を策定し、公表したが、同戦略は、「基本的な考え方」において「人(する人,見る人,支える(育てる)人)の重視」を掲げて「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは、すべての人々に保障されるべき権利の一つである。各人の自発性のもと、各々の興味・関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで、日常的にスポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならない。」と明記し、さらに重点戦略の一つとして「スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」を掲げ、その主な施策として「スポーツ団体の組織運営に関するガイドラインの策定等」「公平・公正なスポーツ団体の運営の確保」「スポーツ団体のマネジメント機能強化の推進」「スポーツ紛争の迅速・円滑な解決支援」「ドーピング検査体制・防止活動の充実」を掲げている。同戦略は、これまで立ち後れていたスポーツ界に公正・公平な運営を求めていこうとするものであり、その基本的な方向性は首肯しうるものである。
- 4 しかしながら、前述したように、スポーツ界では未だに法の支配が行き届いているとは言い難い現状に鑑み、スポーツ基本法を制定するのであれば、スポーツにおける権利保護、法の支配の徹底を正面から取り上げるべきであり、同戦略に基本的な考え方として記載されたスポーツに関する基本的な権利は、最低限条文において明記されるべきである。
- 5 この点、現在、衆議院において審議中のスポーツ基本法案では、第2条に「基本理念」が掲げられているが、この条文の各項は、いずれも主語が「スポーツに関する施策」、述語が「講ぜられなければならない。」となっており、行政の努力目標を定めたに等しいものであって、スポーツに関する権利保護の基本を定めたものではなく、基本理念を定めた条文としてふさわしくない。

むしろこの条文は、「施策の基本方針」として定められるべきものであり、その前に「スポーツに関する基本的権利」と題する条文を挿入し、ここに、スポーツに関する権利保護の基本が定められるべきであ

る。

6 そして、この「スポーツに関する基本的権利」を定める条文には、国際的基準に沿った文言が定められるべきである。

スポーツに関する基本的な権利は、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」(1978年)¹、国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」²、ヨーロッパスポーツ憲章(1992年)³等に規定されており、そこでは、まず、スポーツを行うこと、スポーツに参加することが権利であることが端的に定められている。

そこで、まず、この条文には、スポーツに参加することは、すべての人々に保障されるべき権利であることが条文に規定されるべきである。

また、たんなるスポーツへの参加の保障というだけではなく、その参加において確保されるべき事項をより具体的に摘示すべきであり、前述の国際憲章等に照らして、スポーツへの参加において確保されるべき具体的事項としては、自由、平等、公正及び安全を摘示すべきである。したがって、「スポーツに関する基本的権利」を定める条文には、スポーツへの参加において、すべての人々の自由、平等、公正及び安全が確保されるべきことが規定されるべきである。

¹ ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」(1978年)には、「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的な権利である。1・1 すべて人間は、人格の全面的発達にとって不可欠な体育・スポーツへのアクセスの基本的権利を持っている。体育・スポーツを通じて肉体的、知的、道徳的能力を発達させる自由は、教育体系および社会生活の他の側面においても保障されなければならない。1・2 すべて人は、自己の身体的適応性を発達させ能力に応じたスポーツ水準を達成するよう、自国のスポーツの伝統に従って体育・スポーツを実践する十分な機会をもたなければならない。」(第1条)と規定されている。

² 国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」(2007年版)の「オリンピズムの根本原則」には、「スポーツを行うことは人権の1つである。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない。そのような機会には、友情、連帯、そしてフェアプレーの精神に基づく相互理解が必須であるオリンピック精神に則り、そしていかなる種類の差別もなく、与えられるべきである。」(第4項)と規定されている。

³ ヨーロッパスポーツ憲章(1992年)には、「i 個人はだれしもスポーツに参加することができる。とくに a すべての青少年が体育の指導を受ける機会と、スポーツの基礎技術を修得する機会を保障する。b だれもが安全かつ健康な環境のもとで、スポーツおよび身体レクリエーション活動に参加する機会を保障する。さらに、適切なスポーツ機関と協力して、c スポーツに興味と能力をもつ者はだれでも、そのスポーツの競技水準を高め、個人の定められた到達水準、あるいはまた一般に認められた高度な水準にまで究める機会を保障する。ii スポーツおよびスポーツ選手を、政治、商業、金銭上の弊害から守り、薬物乱用などスポーツ界の不正かつ品位を低下させる風潮を抑えることによって、スポーツの道徳的倫理的基盤とスポーツに関与する人びとの尊厳と安全と守り、高めていく。」と規定されている。

7 以上の理由から，スポーツ基本法には，「スポーツに関する基本的権利」を定める条文として，意見の趣旨第2項記載のとおり条文が規定されるべきである。

この条文の内容は，スポーツ立国戦略において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を実現することは，すべての人々に保障されるべき権利の一つである。各人の自発性のもと，各々の興味・関心，適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで，日常的にスポーツを楽しみ，スポーツを支え，スポーツを育てる活動に参画する機会が確保されなければならない。」と明記されているところと同義であり，また，当連合会が2010年意見書の意見の趣旨第2項(1)において「スポーツに関する基本的な権利」の内容として指摘したところとも同義である。

8 スポーツにおける権利侵害を防止し，スポーツの分野においても法の支配を行き渡らせることは，スポーツの持つ社会的文化的価値を高めるとともに，公正公平で活力のある社会の実現につながるものである。当連合会は，上記のとおり，スポーツ基本法の制定にあたり，スポーツにおける権利保護の基本が条文において明記され，これによって公平公正で活力のある社会が実現されることを強く望むものである。

以 上